

募集

「中野のチカラ応援交付金」事業

市では、協働による地域づくりの推進と市民活動団体の発掘および育成を図るため、地域力を向上させる活動を行う団体を支援します。

本事業は、昨年度まで実施していた「地域力支援金」を発展的に拡充したもので、特に若者や女性の活動支援の充実を図りました。

○対象団体の主な要件

- ・5人以上の構成員により組織されている、または組織される見込みがあること
- ・1年以上継続して活動を行っている、または行う見込みがあること

○対象事業

- ① 団体提案型事業 自ら企画し、実施するものとし、原則として新規の事業
- ② 市提案型協働事業 市が定める次の事業において、自ら企画し、実施するものとし、原則として新規の事業

- ・企業との協働による地域活性化事業
- ・婚活支援事業
- ・健康長寿のまちづくり事業
- ・にぎわい創出事業
- ・インバウンド観光創出事業
- ・空き家活用促進事業
- ・高校生が考える地域づくり事業
- ・地区版総合戦略策定事業



○交付金額

① 団体提案型事業

- ・構成員の3分の2以上が30歳以下の者、または女性で構成される団体は、対象経費の10分の9以内で限度額30万円
- ・右記以外の団体は、対象経費の4分の3以内で限度額30万円
- ② 市提案型協働事業 対象経費の10分の10以内で限度額10万円

○交付金の申請 交付金交付申請書に、次の書類を添付してください。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・団体の名簿
- ・団体の活動状況が分かる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

○募集期限 5月31日(火)まで

○事前相談会(要予約)

- ・日時 5月23日(月) 午後3時から7時
- ・会場 市民会館43号会議室

詳しくは、政策情報課までお問い合わせください。

問い合わせ・申し込み先

政策情報課政策推進係

☎(22) 2111 (内線216)

選挙

参議院議員通常選挙 『投票に行こう!』

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が、7月に予定されています。

この選挙から18歳、19歳の方も投票できるよう公職選挙法が改正されました。自分自身のため、地域のため、そして家族のために投票に行きましょう。

当日投票に行けないかもしれないという方は、期日前投票制度をご利用ください。

○期日前投票制度 投票日前であっても投票ができる制度です。

- ・学校や仕事などの都合がある
- ・旅行やレジャーへ行く
- ・冠婚葬祭など行事がある
- など、投票に行けないと見込まれる場合に利用できます。

○期日前投票所 市役所本庁舎、北部公民館、西部公民館、豊田支所

※どの投票所でも投票ができます。

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
☎(22) 2111 (内線324)



懇談会

わくわく市民懇談会



将来にわたり魅力ある中野市であるため、市の将来ビジョンについて市長と直接意見を交わし、想いを共有することで、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的とした「わくわく市民懇談会」の申し込みを受け付けています。

池田市長と魅力ある地域づくりを目指して意見交換しませんか。

※政治活動、宗教活動などを目的としたものは除きます。なお、酒席は、ご遠慮させていただきます。

開催日時 市長の日程が確保できる日とし、申し込み時に日程調整するものとします。(土・日・祝日・夜間も可能)

会場 申し込みされる皆さんに用意していただきます。

対象 市内の各種団体(地区や趣味、スポーツ、ボランティアの仲間など)

でおおむね10人以上集まる集会など。

問い合わせ・申し込み先

庶務課秘書広報係

☎(22) 2111 (内線208)

制度

マイナンバー制度が始まっています

マイナンバーカードを申請された方へ、随時交付を行っています。

よくある質問 Q & A



① 交付の準備ができましたら、市から交付場所、必要な持ち物などをお知らせする交付通知書(はがき)をご自宅にお送りします。

② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書に記載された期限までに、記載された交付場所にご本人がお越しください。

③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただき、カードを交付します。

Q 通知カードとマイナンバーカードの違いは何ですか？

A 通知カードは、住民登録のある全ての方にマイナンバーをお知らせしたもので、マイナンバーの確認書類として利用できます。

マイナンバーカードは、顔写真付きのプラスチック製のカードであり、マイナンバーの確認書類および公的身分証明書として本人確認の際に利用できます。マイナンバーカードを取得すると、通知カードは返納していただきます。

Q マイナンバーカードの有効期限はありますか？

A 20歳以上の方は10回目の誕生日、20歳未満の方は5回目の誕生日までとなっています。

Q マイナンバーはどのような時に求められますか？

A 社会保障や税の行政事務に利用するため、市町村や勤務先、金融機関などから求められます。

お問い合わせ先
市民課窓口係
☎(22) 2111 (内線274)

▼5月の交付日時・場所

	月日・曜日・時間	交付場所
平日	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	本庁舎：市民課 豊田支所：地域振興課
休日	5月29日(日) 午前8時30分～正午	本庁舎：市民課

※当初、5月22日(日)の開庁を予定していましたが、国の交付システムが停止となるため、5月29日(日)に変更いたします。

通知カードの受け取りについて
まだ、通知カードを受け取られていない方は、市民課までお問い合わせください。

検査

市民の皆さんが栽培した食材の放射性物質検査を受け付けています

市では、市民の皆さんの自家消費食材の放射性物質検査を受け付けています。検査費用は無料です。

なお、平成24年10月の検査開始から平成28年3月31日まで、給食用食材を含め、1267件検査し、その結果は全て「不検出」でした。
詳しい内容は、市公式ホームページへ掲載しています。

○検査対象 市民の皆さんが自家消費用に自分で栽培した食材
※販売目的の食材は除きます。

○検査手続き 事前に電話でご予約ください。検査日時などを打ち合わせします。(土・日・祝日および水曜日を除く)

※食材の持ち込み方法や提出書類など詳しくはお問い合わせください。
○検査場所 豊田情報センター2階(豊田支所隣)

お問い合わせ・申し込み先
市民課生活交通安全係
☎(22) 2111 (内線238)



空間放射線量(10月～3月)

～平常値の範囲内で推移しています～

測定場所	測定者	測定回数	測定値(μSv/h)
市役所本庁舎(駐車場)	中野市	6	0.04
豊田支所(駐車場)	中野市	6	0.04～0.05
保育園、幼稚園(市内14箇所：園庭)	中野市	3	0.05～0.08
小学校(市内11箇所：グラウンド)	中野市	3	0.03～0.07
中学校(市内4箇所：グラウンド)	中野市	3	0.05～0.07
東山クリーンセンター(入口、灰出し口)	長野県	2	0.06
大俣地籍最終処分場(入口、放流口、場内)	長野県	2	0.04～0.07
碓地区民間最終処分場(場内、境界4地点)	長野県	2	0.03～0.05

国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に示した勧告では、自然放射線および医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が1年間に浴びてもよい被ばく限度量は1mSv(ミリシーベルト)/年とされています。1時間当たりの数値(測定値の単位)に換算すると、「0.19μSv(マイクロシーベルト)/時間」となります。

お問い合わせ先
環境課環境係 ☎(22) 2111 (内線247)